

【公益財団法人横浜学術教育振興財団の助成に関する規程】

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人横浜学術教育振興財団（以下「財団」という。）が行う、定款第4条第1項第1号に規定する事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の支給)

第2条 前条の事業を行うため、研究活動等を行う者（団体を含む。）に、助成金を支給する。ただし、営利を目的としたものを除く。

(申請方法)

第3条 前条の助成金を受けようとする者は、所定の申請書に必要な書類を添えて、所定の期間内に申請しなければならない。

(助成金受給者の選考等)

第4条 助成金受給者及び助成額は、別に定める選考委員会において審査、選考する。

2 助成金は、事業別予算の範囲内で支給する。

3 前項の事業別予算は、応募状況その他特別の事由があるときは、助成事業予算総額の1割の範囲内で各事業別予算の間で弾力的に運用できる。

4 理事長は、選考委員会の審査、選考の結果に基づいて、助成金の支給について決定し、助成金受給者に通知する。この場合、理事長は、必要に応じて条件をつけることができる。

(請求)

第5条 前条の通知を受けた助成金受給者は、理事長に助成金支給の請求を行うものとする。

(計画の変更)

第6条 助成金受給者が、その対象となった研究等の計画を変更しようとする場合は、あらかじめ理事長にその旨を申し出て、承認を得なければならない。

(報告の義務)

第7条 助成金受給者は、助成金の使途、研究等の成果を所定の期間内に、理事長に報告しなければならない。

第8条 理事長は、前条の規定にかかわらず、助成金受給者に対し必要な事項について、随時報告を求めることができる。

(成果の公表)

第9条 助成金受給者が助成の対象となった研究等の成果等を発表する場合は、これを理事長に報告しなければならない。

(成果の帰属)

第10条 助成金の支給による研究事業の成果は、助成金受給者に帰属するものとする。ただし、理事長が別の定めをした場合は、この限りでない。

(取消または返還命令)

第11条 次の各号に該当する場合は、理事長が交付決定を取り消し、又は支給した額の全

部もしくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 他の助成金を重複して受給したとき
- (2) 申請書の内容が事実と著しく相違したとき
- (3) 理由なく研究活動を行わないとき
- (4) 研究活動中に違法行為を行ったとき
- (5) 本規程に違反したとき
- (6) その他理事長が不相当と認めたとき

第12条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、理事会決議の日（平成 24 年 2 月 23 日）から施行し、平成 24 年 1 月 4 日から適用する。

この規程は、平成 28 年 5 月 19 日から施行する。（第 4 条の改正）